熊本市人権教育・啓発基本計画推進会議議事録

日時：令和２年８月28日（火）14：00
会場：議運・理事会室

１　開会
２　議事
　（A）令和元年度人権教育・啓発基本計画推進会議で出された意見への対応について
　（B）令和元年度の施策・事業実施状況に対して出された意見への対応について
３　その他
４　閉会

《議事の要旨》
【鈴木座長】
　それでは、議事に従って進めてまいります。（A）令和元年度人権教育・啓発基本計画推進会議で出された意見への対応について、米澤委員からいただいた(1)の意見について、人権政策課から回答をお願いします。

【人権政策課】
　(1)（米澤委員から頂いたヒューマンライツシアターについての意見に関する回答）
　コロナウイルス感染予防のため状況を見極め、本年度は夏休みと秋の計画は中止し、コロナ感染が収束していることを期待し、令和２年12月25日（金）健軍文化ホールと令和３年３月２日（火）森都心プラザでの上映を計画しています。
　実施に当たっては、入場時の体温検査と手指の消毒、マスクの着用を徹底させ、座席数の50％以下で、全席座席指定とします。
　状況により12月の上映会が延期となった場合は、３月の上映会を同じ作品を午後と夜間の２回または昼・夜別作品の上映に変えるなど対応してまいります。

【鈴木座長】
　ありがとうございました。米澤委員いかがですか。

【米澤委員】
　コロナ過の状況で開催することは困難だとは思いますが、やはり通常行われていたことがなくなるというのは寂しいことなのでありがたいと思います。是非よろしくお願いいたします。

【鈴木座長】
ヒューマンライツ・シアターについては他の委員さんからもご意見がでていましたが、なにか意見等ありませんか。

【鈴木座長】
なかなか難しくて、コロナの状況がどうなるかというのもありますが、上映会という形態ではなく、ほかの方法、発想等はあるのでしょうか。

【人権政策課】
色々なやり方があるのかもしれませんが、一つの案としましては車によるドライブシアターで、各自動車で大きな駐車場みたいなところにお集まりいただいて上映するということも案としてはあがってきたのですが、エンジンをかけたままだと、排気ガスであったり、騒音であったりと、違った意味での問題があるのではないか、など色々な弊害もあり、どのようなものがよいのか、模索している最中でございます。

【鈴木座長】
ありがとうございます。皆様の中でこういうことがありうるんじゃないかということをこの場でなくてもいいので、担当課の方に意見をいただければと思っております。
それでは次の(4)になります。内田委員の方から出された意見ですが、こちらも人権政策課から回答をお願いします。

【人権政策課】
(4)(内田委員から出された今年度のコロナ感染対策においての新たな対応についての意見に回答)
新型コロナウイルス感染症に伴う感染状況が日々変化しているため、状況を見極めながら、実施や延期、中止など判断してまいります。
事業実施に当たっては、入場時の体温検査と手指の消毒、マスクの着用を徹底、熊本市におけるイベント等の開催に関する基準に基づき、座席数の 50%以下を定員とし、出来るだけ２ｍの（最低でも１ｍ）間隔を確保します。
また、一堂に会する講演会や研修会の開催がしにくい状況であるため、公演者の了解が取れれば、リモートでの講演を WEB 上で配信したり、講演を録画した画像を必要な時に見られるような、データのストックなど、新たな啓発手法を模索してまいります。

【鈴木座長】
ありがとうございます。内田委員なにかありますか。

【内田委員】
　回答ありがとうございます。どうしてもコロナ過で中止という方向に行きやすい中で、こうやって何らかの形で発信できる方向を探っていくのは良い事ではないかと思うので、今後ともこれをやっていただきたいなと思います。

【鈴木座長】
　ありがとうございます。それでは次はヘルプカードについてです。高橋委員から御意見がでている(6)になります。障がい保健福祉課から回答をお願いします。

【障がい保健福祉課】
　(6)（高橋委員から出されたヘルプカード配置及び周知についての意見に回答）
　ヘルプカードの周知については、これまで障がい者サポーター研修や各種イベントの中で行ってきたところです。それに加えて、区役所、公民館等の公共施設、教育機関、サクラマチ熊本のバスターミナルや商業施設へのポスター掲示、県と連携して市電やバス等の公共交通機関への車両広告のポスターの掲載も行いました。また、熊本市医師会の協力を得て、各病院にポスターを送付し、掲載の依頼を行いました。
　カードの配置については、区役所や公民館等の公共施設を中心として行っており、今年度から高齢福祉課と連携し、高齢者支援センターささえりあにもヘルプカードを配置しております。
今後は、さらにヘルプカードの周知、活用の促進に努めていきます。

【鈴木座長】
　ありがとうございます。高橋委員から何かありますか。

【高橋委員】
　ご説明ありがとうございます。一つお尋ねしたいのですが、昨年障がい者サポーターの養成研修を受けましてサポーターにならせていただいたのですが、サポーターとヘルプカードを利用されている方のマッチングというものはあるのでしょうか。

【障がい保健福祉課】
　ヘルプカードにつきましては、誰もが自由にお取りいただく事としておりますので、所有者につきまして、すべてを把握していない状況であり、マッチングという所まではいっておりません。

【髙橋委員】
ありがとうございます。

【鈴木座長】
高橋委員、ヘルプカードの効果が上がるようなアイデアはありますか。

【高橋委員】
サポーターにならせて頂いたときに、研修案内メールを何度か頂いたことがありますが、「今、この様なヘルプの声があります。」、などがあれば、こちらからもお役に立てることがあるのではないかと思い、お尋ねしてみました。

【障がい保健福祉課】
良いご意見なので、そちらも参考にして検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【鈴木座長】
よろしくお願いします。ヘルプカードについては、昨年も色々と意見が出ておりましたが、のちほど、民長委員からのご意見もあると思いますので、その際はご発言よろしくお願いいたします。
続いて(7)中山委員から出していただいた LGBT に関して、こころの健康センターから回答をお願いします。

【こころの健康センター】
(7)(中山委員から出されたご意見、こころの健康センターの LGBT 相談体制とセンターの存在の PR について回答)
LGBT 等のこころの相談については、今後もこれまで同様に実施してまいります。
また、当センターが、新型コロナウイルス感染症に関するこころの悩みについての相談窓口であることについては、ホームページやリーフレット等で周知を行っているところです。今後も継続して実施してまいります。
また、包括相談会も実施しております。地元のテレビ局に企画を取り上げていただくなどテレビでも見ていただいて、ご理解や色んなことをやっているというところを皆様方に活かして頂けるようにと、今後も継続して色々と取り組んでいきたいのでよろしくお願いします。

【鈴木座長】
ありがとうございました。中山委員から何かありますか。

【中山委員】
ありがとうございました。人権擁護委員の活動としても、LGBT について企業や中学生、高校生に向けての啓発はしているところではありますが、学校現場では最近は養護教諭が、教えてくださってるので割と分かっているところがあると思うのですが、かえって 40 代以上に啓発をしていると、男だから女だからという中で過ごしてきている方々に、相談窓口が見えるところにあるということは、とても助かるのではないかと思います。私達も人権擁護委員として啓発はしておりますが、なかなか専門的な回答をすることが出来ない事もございますので、今後、相談があった際は、こころの健康センターにもご相談させてください。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【鈴木座長】
ありがとうございます。LGBT 等について関連するご質問、ご意見等ありますか。LGBT については、認識をされてる方は深く考えておられる方がいる一方で、ご指摘にあったように言葉自体も普及していない、認識が浅いという色々な現状があります。だからこそ悩みも深いと思います。
次に、民長委員から、(10)ヘルプカード普及率等についてのご質問ですが、障がい保健福祉課から回答よろしくお願いします。

【障がい保健福祉課】
(10)（民長委員からのヘルプカードについての質問に回答）
平成 29 年度からヘルプカードの配布を開始し、区役所等の公共施設で毎年 2,000 枚程度配布しています。
県との連携に関しては、県と合同で周知用ポスターを発注し、市電、バス、ＪＲ等の公共交通機関の車両広告でのポスター掲示を行いました。
実際に使用されている方々からの感想については、機会をとらえて収集しヘルプカードの活用に反映させるよう努めていきます。これまで当課にいただいたご意見として、「家族が障がいを持っているので連絡先が分かるこのカードはいいなと思う」、「友人が発作で倒れることがあるので持たせたい」など、使用しているご本人よりも家族や周囲の方々からのご意見が多いように思います。

【鈴木座長】
ありがとうございます。民長委員から何かありますか。

【民長委員】
回答ありがとうございます。ヘルプカードの制度については、すごくいいなと思っており

ますが、私自身がバスなど公共交通機関に乗らないという事もあり、そこに目がいかなかったので、啓発はどうなっているのかな、というのと実際に使っていらっしゃる方をまだ見たことがないので、毎年 2000 枚の配布ということでしたので、実際どのくらいの方が持っておられるのかなと思ったところです。

本当に良い制度だと思うのですが、ここにご家族や周りの方のご意見はありますが、実際に使っている方のご意見を聞いてみたい。ここをこうすればよい、これは是非とも続けてほしいなど、そういうところも見えてくるのではないかと思います。

【鈴木座長】

そのような声を拾う、ということは実際になされていますか。

【障がい保健福祉課】。

まだ実際には意見のほうでいただくという機会はない状況です。今回の意見を踏まえまして、こちらのほうでも体験談等を募集するようなことを考えていきたいと思います。

【鈴木座長】

当事者目線でどういった問題や課題があるかということの洗い出しと、それに基づく改良、あるいは取組の中身の再検討等につなげていっていただければと思います。

次に、(19)にまいります。SNS に関するご質問、ご要望が上内委員から出ています。総合支援課の教育相談室から回答をお願いします。

【総合支援課・教育相談室】

(19)(SNS に関する質問、要望に関する回答)

1 点目の SNS 上のいじめ等の本市の状況は、文部科学省のいわゆる問題行動調査に沿いまして、平成 29 年度は全体のいじめ認知件数の 3.3%、10 数件程度の認知がありました。平成 30 年度には 1.4%。パーセントが減ってるのはなぜかというところなんですが、いじめの認知件数がとても増えていることから、件数で言うと 40 件というところなので、1 年間で、約 4 倍に膨れ上がっています。これでも十分把握したとは言えず氷山の一角ではないかと思われます。もっと潜在して多いのではないかと考えています。またどのような方法で把握しているかというと、1 番は児童、生徒と担任、教職員による日頃の対話から、生徒が「先生あのね」という形で相談してきます。またノート等のやり取りで子どもから身近な信頼できる大人に相談するというパターンが多いです。またアンケート等も毎月確実に実施しています。特にコロナ休校明けは教育相談等を実施しまして、早期発見、早期対応等に努めています。もしそういう中で専門的なアドバイスが必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門家につないでより密な教育相談を行っています。あとは保護者から、ご連絡いただくケースがあります。学校のほうに、こういう書き込みが

あった。また、子どもが LINE のグループから外されたということを、学校にご相談いただくというようなことも現状として把握しております。
【鈴木座長】
ありがとうございます。上内委員からどうぞ。

【上内委員】
ありがとうございました。人権擁護委員のほうでもこういった SNS については少しづつ取り組んでいこうと思っているが、どのように取り組んでいけばよいのか、特に我々は、学校からすると、外部的な存在になりますので、学校に乗り込んでいくわけにもいかないので、良ければ、おおいに連携していければと考えておりますのでよろしくお願いします。

【鈴木座長】
連携をしようとしたときの窓口は教育相談室にお話を持っていくということでよろしいでしょうか。

【総合支援課・教育相談室】
はい。連携していただく事は、非常に有り難いです。やはり周りの大人が状況を把握しないと、最近ではネットパトロール等にも引っかかってこないということもありますので、まずは学校に連絡していただくのが良いのではないかと思っています。窓口としましては総合支援課の学校サポート班がその対応に当たっています。どうぞよろしくお願いします。

【鈴木座長】
この件について意見はありますか。

【甲斐委員】
SNS で芸能人の自殺があり、それにより規制をかける法律が整備されてるということを聞いたが、その状況を教えてください。

【鈴木座長】
何か、情報としてはありますか。

【福田人権推進部長】
総務省で検討されており、例えば相手を特定した場合は電話番号だけを教えるなどといったことについて検討がなされているようですが、まだ審議過程にあり、私たちのところで、具体的にいつ何をするのかということについては、新聞報道で出ていることしか把握できていないところです。最終的には、法整備による規制などが抑止力となり、SNS の発信を

控えていただけるような方向になれば良いのではないかと考えている。情報が新しく入り次第、啓発をおこなってまいりたいと考えております。

【甲斐委員】

はい。

【鈴木座長】

対応が難しい問題で、一方では削除する権限がどこまであるかというようなことと、他方では、やはり SNS という発信のシステムが、私事で思っていることがそのまま公になってしまい、そこから出て来るあまり思慮深く考えて発信していないことが、結果として非常に大きな問題を引き起こしてしまうということも含めて、とても難しい問題ではあるが、今の世の中これをしっかり対応しておかないと、人権の観点からも見過ごす事ができない大きな問題だと思います。

【鈴木座長】

次に、最後の(22)になります。甲斐委員から出していただいた要望に対して子ども政策課から回答をお願いします。

【子ども政策課】

(22)(DV、児童虐待における児相間の連携、母子生活支援施設との連携の課題について説明)

昨年度は、DV 被害女性とその子どもの母子生活支援施設への入所措置のうち約 9 割が県外の施設への入所でした。県女性相談センターや児童相談所及び区役所保健子ども課、福祉課が連携し対応を行っているところでございます。

また移送先の自治体、施設への情報共有も行っており、例えば区役所保健子ども課におきましては、県外の母子支援施設に措置をする場合は職員が被害者に付き添って直接対面で引継ぎを行うなど、切れ目のない支援と安全の確保に努めております。

【甲斐委員】

9 割は県外の施設への入所とあるが、熊本県では該当するケースはなかったのですか。

１割くらいということですか。

【子ども政策課】

結果的にこのような数字になりましたが、もちろん市内、市外の施設も含めまして、措置は行っているところでございます。

【甲斐委員】

DV 被害女性とその子どもの措置として母子生活支援施設に入所する例はパーセンテー

ジとして少ないのでしょうか。新聞にも書いてありましたが母子生活支援施設があまりにも知られていないので、またどういう所かもわからないので、そういうところもあるのだよと知ってほしいと思います。

【鈴木座長】
逆のパターンはありますか。他県から熊本へなど。

【子ども政策課】
他県から熊本へということもありますが、具体的には情報としては伝わってきておりません。母子生活支援施設がよく知られていないということにつきましては、DV 被害者を受け入れるという観点から考えた場合、広く知らしめるというのも難しいのではないかと思っております。

【鈴木座長】
ありがとうございました。
一応、昨年度の推進会議ででた意見の反映について、状況をみてきました。これまでの中で、ふれられなかった部分などについて、ご意見、ご要望、ご質問等、全体について何かございませんか。
なければ次の議事に移ります。

（B）令和元年度の施策・事業実施状況に対して出された意見への対応について
(6)番、人権政策課から回答をお願いします。

【人権政策課】
(6) 番(鈴木委員からの質問である研修への人権啓発市民協議会会員の参加者が２名にとどまった理由について回答)
この事業は、人権協会員 20 名、市民 20 名の計 40 名を募集しております。
人権啓発市民協議会会員 147 の企業や団体に実施要項等を配布するほか、市のＨＰや市政だより、ラジオ番組等でも周知案内を行った結果、人権啓発市民協議会会員からは 2 名、市民が 14 名の 16 名参加がありました。
会員参加者が 2 名となった要因としましては、企業においては、「毎月 20 日から月末にかけて、月締めなどの業務で 1 日がかりの研修には参加しにくい、」「また、事務担当者のところで郵便物が分類され、そこで止まり、職員への回覧や社内掲示などされない企業もあり、研修が行われていることさえ知らない」という話も聞いています。

【鈴木座長】

これは「ハンセン病と人権に関する現地研修会」という企画での参加ということでしたが、資料 2 を見ながら進めて行ければと思います。今後こういうところについては改善していく、というような事は考えておられますか。例えば月末など。これは 1 月 21 日の企画であったみたいですが。

【人権政策課】
毎年、ハンセン病の問題と水俣病の問題を、隔年ごとに交互で開催させていただいているフィールドワークの研修でございますが、私どもが日程を決める時にできるだけ多くの方に参加していただける日程を、と考えるのですが、受け入れ先の状況等もありますし、現地のガイドをしていただくボランティアさんの日程や、語り部さんの日程等もあり、それらを調整しながら、多くの方に参加していただきたいということで、努力はしていますが、なかなか参加者が集まらない状況ではあります。

【鈴木座長】
ご苦労があるかと思いますがよろしくお願いします。次は(12)番に移りたいと思います。米澤委員から出していただいた質問です。総合支援課・教育相談室から回答をお願いします。

【総合支援課・教育相談室】
(12) 番（子どもの発達や就学、いじめや不登校など教育に関する相談について、子どもの良さや課題を把握し、適切な支援や就学につなぐことができたとあるが、どのような相談が多かったのか、また 3 月から 5 月にかけての学校関係臨時休業中の教育相談について、及び他機関との連携についての回答)

相談内容については、教育相談室内に特別支援学級の就学相談というのがあるので、多くは発達に関することというのが一番多く挙がっております。また教育相談室内には適応指導教室、いわゆる教育支援センターが設置されており、そこでの不登校の相談、また学校の対応に関わる相談ということでは、学校教育コンシェルジュというのがあります。そのような点からも、学校に対する相談、そのようなものが主な相談として挙がってきております。
また新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休校中の教育相談というところでは、予防策を講じながら、実施しておりました。新型コロナウイルス感染症に伴う休校の期間については、やはり学校で教育相談を行ったうえで、専門的な部分に関しては教育相談室に行かれてみてはいかがですか、などとお勧めすることで、学校での教育相談室の数が減りました。また担任を主にする教職員が子どもさんの実際の様子を見て、これは保護者の方にも伝えて専門的に診てもらい相談してもらった方が良いかな、などということが把握できないということがありましたので、6 月の学校再開までは、相談数も少なかったです。ただ再開後は電話の数も多くなり、8 月現在の時点では予約もいっぱいで直近では 33 日待ちとなってい

ます。
　それから、他機関との連携による支援ということですが、教育相談室内には専門相談員がおり、医師による専門相談、臨床心理士による専門相談、言語聴覚士による専門相談等も設けさせていただいております。あとは学校はもちろんですが、教育委員会の関係機関、あと専門機関等ということであれば、子ども発達支援センター、発達障がい者支援センターみなわさん、などとの連携を行いながら相談活動を進めているという現状であります。

【米澤委員】
　やはりこの自粛期間が長引くにつれて、親も子も非常にストレスが溜まって、特にこういうお子様を抱えた保護者の方というのは相談窓口がないと、暗い闇の中から抜け出せないようなところもあるようです。私どもも園でなるべく対応できるようにはしておりますが、やはり保護者の方を園内で、新型コロナウイルス感染症対策でお断りしていた部分もありましたので、キッズセンターを利用して保護者同士の相談なども開けましたら、少しは保護者の方々のストレスは解消できるのではないかと思いました。色んな窓口で、相談が自由に受けられるということは大切なことだと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

【鈴木委員】
　新型コロナウイルス感染症が色々なところに影響していて、今まで普通にコミュニケーションをとっていて悩みが解決したり、悩みがお互いの共通になったりというところが分断されてしまっているのですね。今のご説明の中で、今まで学校システムを中心に色々な先生の目を通して色々な情報が集められてきたということが、休校で機能しなくなったというのは非常に深刻だと感じます。知恵を出し合いながらやっていくしかないのかなと思います。
　それでは（14）番にいきたいと思います。小山委員から出していただいた問題です。

【人権政策課】
　（14）番（介護や単身世帯の増加による対策について、北部まちづくりセンター・公民館に代わって人権政策課が回答、）
　北部まちづくりセンター・公民館からでございますが、これからも熊本市高齢者支援センター・ささえりあ北部の職員の方々と連携を取りながら、介護される方（特に女性）の人権に配慮しつつ、多くの方々が身近な場所で、気軽に参加できる取組となるように、講座の内容や広報等、周知手段等を考えていくと、回答しております。

【小山委員】
　民生委員の立場で地域を回っていると一番問題になっているのが老々介護です。担当しているところでも 3 組、老々介護をしている方々がいらっしゃいます。一番若い方で 75 歳

の方がご主人をみてらっしゃいます。最長の方では 90 歳代のご主人を、80 歳代の奥様がみてらっしゃるというような地域の現状です。ここで男も女も関係ないと言えば関係ないが、女性の介護が多いです。その場合、極端にいうと DV に近いのではないかと懸念する場合もあります。基本的人権を考えた時、それはイコール自由ということ。すなわち男性が女性をみるとき、女性が男性をみるときもそうでしょうけど、自由が奪われているという観点から考えて行きますと、是非このような取り組みを今後ともやっていただきたい。

【鈴木座長】
今のご指摘からですと、男女共同参画課も関わりますね。

【小山委員】
そうですね、人権だけでなく高齢福祉も関わりますし、包括支援センターも関わるでしょうし、人権だけの問題ではないと思います。そういった点で取り組んでいただけたらと思います。

【鈴木座長】
次は(16)にまいります。教育センターから回答をお願いします。

【教育センター】
(16)（インターネット上の人権問題について、すべての事業について対象が保護者や教育関係者になっているが、親子ワークショップのような事業はできないだろうか、保護者や教育関係者の意識を高めて子どもたちに伝えることも重要ではあるが、大人と子供が一緒に考える機会があればと思う、に対しての回答）

教育センターでは様々な研修を行っていますが、その中でも特に若い、また臨時的任用教職員を対象とした研修を行っています。教育の情報化研修の目的は、講話及び演習をとおして、スマートフォンやＳＮＳ等のトラブルの実態を、まず教職員が理解するとともに、ネットいじめの防止等について、その対応を具体的に学ぶということを目的とした研修でございます。この研修の最後には、振り返りとして、研修者が本研修で得た学びを、学校へ持ち帰り、今後にどう活かすのか、について考える時間をとっております。その中では、例えば授業参観等の機会に、子どもと保護者が一緒に考えるような内容、また親子で一緒に学ぶような会が持てないか、ということについて具体的に考える場を取っているという状況でございます。
その他の研修におきましても、各学校のほうに対し、研修の成果を活かして、親子で考える、という具体的な内容を提案しているところでございます。

【人権教育指導室】

（希望校開催の子どもが自由に発言できる「熊本市子どもフォーラム」や、子どもと保護者が一緒にインターネットの人権問題について考えるという機会の内容について回答。）

人権教育指導室では、子どもの権利といたしまして、子どもが自由に自分の意見を表明する機会の確保と子どもの権利を周知する機会として「熊本市子どもフォーラム」というのを開催しております。平成２５年度までに、すべての学校を二順いたしまして、現在は希望校開催となっておりますが、以前から多く子どもフォーラムの場で情報をもらっており、スマホルールについて、テーマとして取り上げて話し合いをしていただいております。

子どもフォーラムに置きましては、子どもたちの意見を、参加された保護者や地域の方、大人の方が受け止めて、それに対して意見を返すという機会として続けていただいているというところです。これからも広くそういう場を設けていただくということを続けてまいりたいと思います。

【内田委員】

話がそれてしまうかもしれませんが、教育センターの方にですが、この研修は若い方や任用年数が少ない方を対象とおっしゃっていましたが、実際 SNS に対しては若い方のほうは免疫があると思われるのですが、年齢が上の先生の方は SNS については逆に慣れていないと思われ、それを子どもたちに伝え教えていくのは難しいのではないかと思われますが、年齢が上の先生方への研修というのは、行っているのでしょうか。

【教育センター】

例にあげましたのは、若い教職員を対象とした研修としておりますが、当然、他の教職員向けの研修につきましても、教育の情報化の話題を取り上げています。ここで取り上げました臨時的任用教職員の研修につきましては、当然その内容を学校の校内で広めるということにも繋がっております。特に若い先生においては、研修を校内で活かすということで、受けてきた研修を学校に持ち帰って、学校の中でまた広げるという取り組みをしているというところでございます。

【内田委員】

ありがとうございました。

熊本市子どもフォーラムについては、十数年前に私も子どもとともに親子でフォーラムに参加させていただいたことがありましたが、そういう情報についての教育の話があったのかというと、あまり覚えていないので、周りに対してこういうのが開催されているというのが伝わればいいのかなと思いました。なぜ親子で考える場があったほうがいいと言ったのかについて、私には今、高校生と大学生の子どもがいるのですが、やはり中学生の時などに、子どものスマートフォンを親が触って見ることがなかなかできないので、小学生までは

親のスマホを使ってやっているので、子どもの人間関係とかも把握ができますが、中学校に入ってしまうと、どのような子たちとＬＩＮＥのグループでつながっているかとか、そういうのが全く見えてこないので、学校現場で保護者会や学年集会の時などに親子で子どものスマホを見る機会を作れたら、親御さんも子どもの人間関係が把握できるし、子どもも、見られてまずいものとか、親に対しては見せられないと思うので、やって良い事と悪い事の区別を考えるきっかけになるのではないか、と思ってこのような意見を言わせていただきました。子どもフォーラムなどでこういう機会を増やしていただけたらと思います。

【鈴木座長】
ありがとうございます。今の考えは非常に面白いし、かつ難しいですよね。子どもの側からすると、「えっ！」と思う。けれど、そんなところをフランクに話し合えるような場があればということですね。ありがとうございます。
それでは次は(17) 番です。人権政策課から回答をお願いします。

【人権政策課】
(17) 番（外国人に関する人権問題の啓発への参加者が減少傾向だが、参加された 78 人はどの世代の方が多かったのか、また今後どのように取り組むかという事について回答。）

参加された方の世代につきましては、28%が 60 代、次に 24%が 70 代以上で、全体の 52%を 60 歳以上の方が占める結果でした。
今後の人権映画上映会の開催につきましては、新型コロナウイルスの感染予防を第一に考え、上映会場を 1 日借上げ、午前準備、午後、夜間の 2 回に分けての上映や、午後と夜間は別作品を上映するなど模索してまいりたいと考えております。
また、今後も夏休みや冬休みなどの長期の休みには、親子で鑑賞できるアニメ映画を上映するなど、子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象としつつ、第 2 次人権教育・啓発基本計画に沿った人権啓発に向けた映画の上映に努めてまいりたいと考えております。

【門田委員】
ご年配の方々がご覧になる機会が多いということなのですけれども、若い方が、小学校のころから外国人の人権については学ぶ機会が多いとは思うのですが、そうでもないと思われる事例が私の周りにも起こっておりまして、そのあたりが気になり、熊本市としてどうかなと思い、このような質問をさせていただきました。今回の映画は、メジャーリーガーの映画だったのですが、アニメ映画は小さい子どもたちも見れるだろうと思いますので、特に今、外国人は周りにいるのが当たり前で、我々の世代は外国人の人権は当たり前との認識ですが、やはり外国人とふれあう機会が少ない方もいらっしゃるので、その辺りを気をつけて啓発もよろしくお願いします。

【鈴木座長】
今の意見は、映画の中身みたいなところの工夫というのを含めてという理解でよろしいですか？

【門田委員】
はい。
【鈴木座長】
それでは(19) 番にまいります。男女共同参画課から回答をお願いします。

【男女共同参画課】
(19) 番（新型コロナウイルスの感染拡大に伴う在宅勤務や休業・休校による DV の潜在化への課題や対策について回答。）
今年度、各区役所福祉課と男女共同参画課に端末を設置し、オンラインでも相談を受ける環境を整備することとしており、将来的にはメールや SNS 等を活用した相談についても実施できるよう検討しております。

【高橋委員】
ご回答ありがとうございます。周知もデリケートで難しいと思いますし、メール相談のあり方というところも難しいかと思います。緊急的な会話であればなおさらのことだと思いますが、若い世代の人たち、若いお母さん方はデート DV といって、高校生や中学生の子たちもそういう暴力の対象になったりすることもありますので、やはり学校関係の方や児童相談所も絡むかもしれないし、いろんな連携が必要となってくると思います。そういう対応に関して、具体的な方法などが充実していけばと思います。新しい取り組みになるので大変になるかと思いますが、よろしくお願いします。

【鈴木座長】
本当に必要としている方に情報が届かないみたいなことも含めてすごく大きな問題だと思います。ありがとうございます。
それでは(23)番です。植田委員からのご質問です。北部まちづくりセンター・公民館に代わって人権政策課から回答をお願いします。

【人権政策課】
(23) 番（他国の文化、伝統などを子どもの時から正しく知ることで差別をなくすという、その取り組みについて回答。）

北部まちづくりセンター・公民館に代わって回答させていただきます。北部東小学校の放課後子ども教室「グローバル・プレイパーク」では、熊本市国際交流会館から派遣の外国の方々を講師として歌やゲーム、ダンス等の体験活動を通して、他国の文化や伝統等を理解する取り組みをしております。「正しく知ること」は、差別をなくすことに繋がります。これからも継続して取り組んでまいります。

【鈴木座長】
植田さんはこの取り組みに関して非常に高く評価している、とのことです。可視化というか色んな人達が住んでいて、それが実際に目に見えるような形で実感できるというか、体験できるというか、それはとても大事で、そういう機会を提供するという一つの試みであろうかなと思います。

それでは(27)番です。人権政策課から回答をお願いします。

【人権政策課】
(27) 番（中山委員からからいただいた、ふれあい文化センターがない区での相談窓口はどうなっているのかという質問に対する回答。）

ふれあい文化センターは、地域改善対策事業により高齢者福祉機能と公民館機能を兼ねそろえた「隣保館」として昭和 51 年 5 月に建設され、地域のコミュニティー施設として、多くの方に利用いただいています。
同和対策特別措置法が失効した平成 14 年度からは、一般施策として市民が利用できる人権啓発センター「ふれあい文化センター」と名称も変更されました。
植木ふれあい文化センターは、平成 22 年 3 月の合併に伴い熊本市の施設に編入されました。
相談窓口につきましては、ふれあい文化センターのあるなしにかかわらず、相談窓口につきましては、各区役所で行なわれる相談会を利用いただいております。

【中山委員】
ただの啓発活動ではなく、公民館活動を通じて音楽をしたり、制作をしたりしながら差別意識をなくしていくのはとてもいい活動ではないかと思いました。人と人とのふれあいの中で、皆一緒だなという心は育っていくものだと思います。ぜひこういった活動を広めていっていただきたいとともに、私たちも普段、人権擁護委員として活動をしていて、このままでいいのかなと、少し考えるところもありますので、協力できるところがあればぜひ一緒に声をかけていただいたり、こちらからも同席させてもらえませんか、また、こういった活動

をさせてもらえませんか等、ぜひご提案をさせていただきたいと思いますので、その際はどうぞよろしくお願いします。

【鈴木座長】
次は(37)番です。民長委員からのご意見です。人権教育指導室から回答をお願いします。

【人権教育指導室】
(37) 番(ハンセン病・水俣病に関するボランティアガイドの高齢化が進み、ボランティア養成なども課題ではないか、新型コロナウイルス感染症により新たな人権問題に直面しているのではないか、に対する回答)

ご意見ありがとうございます。本年度は先ほどから何度も出てきておりますように、新型コロナウイルス感染症の影響で、現地に出かけるということが非常に難しく、できない状況にあります。お書きいただいているように、本当に当事者の方にお話を聞いたり、現場に出かけて肌で感じるというのが、一番の学びになるということを身に染みて感じているところではあります。しかし本年度は来ていただくことも難しい状況ですし、現地へ行ってお話を聞くことも難しい状況にありますので、研修のあり方について、各学校に工夫して取り組んでもらうための方策を今、考えているところです。
ここにお書きいただいていますように、ボランティア養成という点につきましては、私がというよりは、支援団体による養成講座が設けられておりますし、人権教育指導室にもボランティアの資格をとっている者が 1 名おります。今は水俣病に関する学習プログラムであったり、ハンセン病に関して、どう学ぶかといういうところを、資料等を使って、学校におろせるように準備をおこなっているところであります。今回の新型コロナウイルス感染症に関する問題もそうですが、こういうさまざまな、別の課題を通して差別そのものに対する普遍的な課題を考えられるような方向に持っていきたいと考えているところです。

【民長委員】
まずボランティアガイドさんについてですが、こちらのほうは、いろんなところで報道されていて、ガイドの方が高齢化によって、だんだん少なくなってきたりというので、人権問題としてずっと受け継いでいかなければいけないことであり、それを話してくださる方が、少なくなるということはいけないと思い、非常に考える部分があったので、そういう養成講座があって、多くの語り継いでくれる方が出てくる、ということをお聞きして少し安心をいたました。
二番目のコロナと人権に関しては、今、自分たちが直面している感染症の問題で、何が怖いのかと言ったら、色んなところで、コロナウイルスも怖いがそれによっていろいろな人の噂とか、そういうものがもっともっと怖いという事で、色々な話を聞いたりします。そこで、

皆で考えてメッセージアピールする事によって、皆が本当に怖いのはコロナウイルスであって、感染者が怖いのではないということを、色んな形で守っていかなければならないのではないか、自分たちに何が出来るかというと、なかなか難しいかもしれないが、それをしっかり考えていかなければならないと思います。

【鈴木座長】
コロナと人権というのは今年の最大の本当にしっかりと悩むべき課題だと思います。時間があれば、またこの話題について後でご意見いただきたいと思います。それでは(42)番の上内委員からのご要望です。男女共同参画課から回答をお願いします。

【男女共同参画課】
(42) 番（女性に対する人権、子どもの人権等各関係機関との情報共有、各担当課との連携した相談等はできるのかという質問に対して回答。）
熊本市ＤＶ対策ネットワーク会議において、人権擁護委員協議会様も構成メンバーとして情報共有を図りご意見をいただいているところです。また、ＤＶ相談については専門の女性相談員が被害者からの相談を受けているところですが、女性特有のセンシティブな内容も多いことから、ケースを見極めながら、必要な連携を図ってまいりたいと考えています。

【上内委員】
できるだけ、人権擁護委員協議会としては協力できるところは協力していきたいと考えております。私の経験で、以前、北区と西区に参加したことがあるのですが、ここ２年ぐらい参加していなかったものですから、どうなのかなと思いまして、お尋ねさせていただいたところです。また新しい連携があればご案内いただきたいと思います。子ども・若者総合相談センターではこういう予定はありますか。

【子ども・若者総合相談センター】
お尋ねの人権に絡むケース会議について、現状といたしましては当センターでは実施しておりません。また計画につきましてもございません。

【上内委員】
そのような計画をしていただければ、人権擁護委員協議会活動とも連携していけるのかなと思いました。ときどき協議会へも、このような相談がありますので、よろしくお願いします。

【鈴木座長】
要望として、少し念頭において今後に活かしてもらえればと思います。

最後の(43)番になります。甲斐委員からの質問・意見です。男女共同参画課、お願いします。

【男女共同参画課】
(43) 番（DV 相談における受け皿として母子生活支援施設との連携について回答。）
本市配偶者暴力相談支援センター事業には各区保健子ども課の事業も含まれており、面前ＤＶが認められるケースについては、児童虐待相談窓口である各区保健子ども課と連携してケース対応にあたっています。その際、ケースの内容により必要に応じて母子生活支援施設とも連携しながら、被害児童やＤＶ被害者の保護及び生活再建支援を行っているところであり、今後も引き続き連携強化に努めてまいります。

【甲斐委員】
母子生活支援施設を知っていただきたいという気持ちでおりましたので意見させていただきました。よろしくお願いします。

【鈴木座長】
昨年度の施策・実施状況へのご意見を見てまいりましたが、他のテーマ、話題でご意見等ございますか。

【甲斐委員】
資料の 23 ページの(27)番に、隣保館が出てきますが、同和対策特別措置法が失効したとあるが、隣保館という名称はもうないのですか。

【人権政策課】
現在は、ふれあい文化センターとして熊本市の条例も変更しております。国からの補助金を頂いて運営しておりますが、国の補助金名称につきましては、「隣保館運営費補助」となっております。

【甲斐委員】
同和対策の絡みで、「隣保館」という名称だったわけですね。

【人権政策課長】
はい。平成 13 年度末をもちまして同和対策特別措置法が失効しましたので、施設の名称につきましても、隣保館からふれあい文化センターに改正をさせていただいたところでございます。

【甲斐委員】
わかりました。

【鈴木座長】
それぞれ色々な施設が、色々な歴史など、展開を受けて、今に至っていますが、そのような施設が当初、例えば「男女共同参画センター」という名称から出発して、全国的に見てみるといろんな形で名前が変わってきたりしていますが、時々その施設が、どういう経緯でそこに至ったのか、もともとその施設が持っていた核の部分を確認しながらいかないと、世代が代わってしまうとそれが伝わらないという問題もあるのかな、と思います。
他に何かございませんか。昨年度の事業にかかわらず、人権に関わる問題で発言などがあれば承ります。
先ほどから、皆さまからのご質問でも再三にわたってでてきました、新型コロナウイルス感染症の問題ですが、コロナと人権ということで言いますと、米澤委員から出されている(13)番なども、コロナにまつわる色々な問題をご指摘いただいておりますし、民長委員から出されている(37)番もそうですが、実際にコロナに関わる人権侵害、差別等、具体的な事例というのは、熊本市ではどのくらい把握されていますか。
熊本市に限らなくてもいいのですが、こんな事例がありますよ、という所で何かありますか。

【人権政策課】
熊本市で把握しているところでは、熊本市内在住で県外ナンバーの車を所有されている方が、買い物に行ったところ、どうして県外の人が買い物に来ているのかというようなことで嫌な思いをしたという事例、ほかには病院勤務の方の家族対して、保育園、幼稚園等の通園を自粛していただけないかと言われた、という事例、また、県外で親族の葬儀が執り行われるため出席をしたら、県をまたいでなぜ出席したのか、と周りの方から言われたというような事例が、いくつか寄せられています。

【鈴木座長】
委員の方々で、見聞きされたような事例はありますか。

【民長委員】
SNS の問題が絡んでくるのですが、SNS の情報交換の場などで私が見たときに感じたのは、感染者の住んでいるところや、あらぬ噂だったりだとか、すごく酷いことが書かれていて、これはどうにかしなければと非常に強く感じました。

【鈴木座長】
具体的にありますか。

【民長委員】
住んでる場所について等は、グーグルマップで見ることができるので、そういうのを使って場所を特定されたりであるとか、その方についての報道などの情報の有無や、そのようなことまで出されていて、その情報にまた他の方が尾ひれはひれをつけている。それを見ると怖くなって病院に行けない人もいるのではないか、そこまで考えた次第です。

【鈴木座長】
必要以上に個人情報に踏み込んだような情報に尾ひれがついて、という事例ですね。

【民長委員】
ある程度熊本市から公表されている部分もありますので、それに皆が色んな形でされたのではないか。それを考えると法の力というのも多少 SNS では必要になってくるのではないかと個人意見ですが、思わないこともないです。

【鈴木座長】
他にありますか。

【米澤委員】
今の件ですが、幼稚園内では、保護者の皆様や教職員にお声掛けをする時に非常に気を遣っていて、人権侵害にならないように言葉を選んだりして対応しております。分からない時は市の方にお尋ねして「こういう場合はどのように受け答えをおこなったら良いのか」確認しながら動いておりますが、実は、8 月 25 日文科省から生徒、職員、保護者向けに人権に関するメッセージをいただきました。それを配布して周知、徹底を行っている。そうやって何か目安になるものを頂けると、それに沿ってお声掛けができます。保護者の方からお問い合わせがあった場合の答え方など、とても神経を使いながら、毎日、今までの日常と違ったものがありますので、過去が参考にならないということが結構あるので、行政のほうからもいろいろとご指導をいただきながら私たちは動いていかなければと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

【鈴木座長】
はい、ありがとうございます。
せっかくの機会ですのでここをこうしたら、などという意見も含めて何かございますか。

【小山委員】
実は私が住んでいる北区の近辺で起きた事で、新型コロナウイルス感染症に感染された

方がいて、近辺には黙って消毒などが実施されました。感染された方は、単身男性でアパートの一室に住まれていました。後日周辺の方たちが気づかれまして、担当の民生委員に連絡が入りまして、消毒に来てくれないか、とか、家主に言っても相手にしてくれないので、民生委員のほうから言ってくれないか、などという話がだんだん増えました。その時思ったのですが、行政のほうもどこまでできるのか、例えばアパートにお住まいで、５人入居している場合に、そのお隣りの方たちに行政のほうではわかることなので、きちっと「コロナが発生してしまいましたが、消毒も済んでおりますし、ご心配いりませんよ」などと一言、おっしゃっていただけないものかと、そういった判断が、私たちとしてはできませんし、地域の方たちは、とても心配して、どこに言っていいのかもわからないとなると、担当民生委員にそのような電話がかかってきて依頼されるようなのが現実で、これは熊本市の話ではないので、私が確かめたわけでもないのですが、よそから聞いた話で、定かではありませんが、ある市外でコロナが発生したお家に、「コロナの家」と書いた紙が貼られた。そういったことを実際に耳にされた方からお話を聞いたので、私が実際に見たわけではないのですが、そういったことを聞いたりするとコロナは好きで罹患されたわけではないのですし、むしろ、隣・近所のすぐわかる方たちに対しては「消毒したから心配いらない」などという行動を行政はできないのかな、と思ったりします。そうすると周囲の方々もとても安心されると思います。不安感ばかりが募ってしまって、その人とその世帯を孤立させてしまうということになりかねないとのではないか、という思いを先日感じたところです。

【鈴木座長】
差別とか偏見を生む構造の背景の一つとしては、正確な情報がきちんと伝わっていない、その為に不安感だけが高まってしまって偏見の心情が醸し出されてしまうということですね。そういう意味では、どの範囲がどれだけ影響するのかというしっかりした情報が必要ということですね。それは一つ大きな問題だと思います。

【小山委員】
人権に絡むことでもありますので、もし今後、そういった点についてをご配慮いただけるとありがたいなと感じております。

【鈴木座長】
やはり、新型コロナウイルス感染症を見ていて、一つの政策の話が感染防止と、こういう形で人権の問題の話をしているわけですが、感染防止と人権、これは表裏一体で、両方がそろわないと実は感染防止にもならないのではないかと、最近、文科省の文章に出ていたかあるいは違う説明であったのかもしれませんが、ようするに偏見や差別というものがあるとどうしたって感染したことを隠したがるわけですよね。そうするとすぐには病院に行かなかったり、あるいは、店名を公表しないとか、そうなってくると、逆にコロナウイルスの感

染というのが広まってしまうのだという、そういう意味ではきちんと本人の責任ではないので、本人が感染したらそれに対して気を遣っていただく、配慮していただく、温かい目で応援をする、というような雰囲気ができて初めて感染防止にも繋がっていくのではないか、という説明の仕方をされていました。それが一つ出てきているのかなと思います。そういう意味では、人権の問題と今回の新型コロナウィルス感染症の問題というのは、感染防止のための人権の確立、という視点はとても大事なのではないかと思っております。

これまで様々な差別や偏見の事例を経験してきているわけですが、それが既視感というか、いつか見たよね、というようなものが再現されているようにも見えるのですね。先ほど消毒の話がありましたが、「むらい県運動」みたいな歴史を我々は持っていたり、あるいは地域差別、ある地域で何か原因不明の病気が起こったが、その人は罹患していないけど、そこに住んでいるということだけで偏見の目で見られてしまうというような事も、熊本県は事例として経験してきている。今回は、そういう経験を、活かしながらしっかりと動員して対応していくことがとても大事だと思う。言葉で言うのは簡単だが実際は様々な背景や苦労があるのではと思います。

今日は二つの議題で、事前にご意見を賜って、それに応答するという形で進めさせていただきました。これからの取り組みに是非活かしてほしいです。ご参加いただきありがとうございました。

【人権政策課】

ありがとうございます。本日いただきました皆様からのご意見に関しましては、今後の熊本市人権教育・啓発に関する施策の中へ反映させていけるように取り組みをおこなってまいりたいと思います。これを持ちまして令和 2 年度熊本市人権教育啓発基本計画推進会議を終了します。